

鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画 第1期・第2期対照表

第1期計画	第2期計画(案)
1 はじめに	1 計画の基本的事項
(1) 計画の趣旨 (2) 計画の位置付け (3) 計画の期間 (4) 計画の対象 (5) 視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に係る意義と課題 (6) 本計画の周知及び啓発 (7) 計画の推進体制	(1) 計画の位置付け ・策定の背景とこれまでの経緯 ・「鳥取県障がい者プラン」等との関係 ・「読書バリアフリー法」等との関係(第8条第1項) (2) 計画の対象 ・国の計画を参考にして対象を記載 (3) 計画の期間 ・令和8年度から令和12年度まで(5年間)
	2 鳥取県の現状と課題
	(1) これまでの取組と計画の進捗状況 ・利用状況や聞き取り等 ・第1期最終評価の内容 (2) 取り巻く環境の変化(※1期以降の変化) ・GIGA スクール構想の進展に伴う教育現場の ICT 環境の整備 ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の公布・施行(令和4年5月) ・障害者差別解消法の完全施行(令和6年4月。民間企業における合理的配慮の提供の義務化) ・スマートフォン等情報機器端末の普及 (3) 課題
2 基本的な方針	3 基本的な方針等
(1) アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供 (2) アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上 (3) 視覚障がい者等の障がいの種類・程度に応じた配慮	(1) 目指す姿 全県的な読書バリアフリーの推進により、居住地域や障がいの有無に関わらず、すべての県民が文字・活字文化の恩恵を享受できる。(=どこでも・誰でも・読書バリアフリーサービスを受けられる) (2) 基本的な方針 ① アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上 つくる・ふやす・あつめる [コンテンツ] ② アクセシブルな書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供 とどける・つなげる・ひろめる [サービス] ③ 視覚障がい者等の障がいの種類・程度に応じた配慮 それぞれに合った [支援]

第1期計画	第2期計画(案)
3 施策の方向性 (1) 視覚障がい者等による図書館の利用に係る体制の整備等 ①アクセシブルな書籍等の充実 ・出版情報の共有等、県内図書館、関係団体等との連携によるアクセシブルな書籍等の充実 ・ライトハウス点字図書館の製作によるアクセシブルな書籍等の充実 ②円滑な利用のための支援の充実 ・視覚障がい者等が身近にある図書館を円滑に利用できる環境づくり ・県民・市町村立図書館等への読書バリアフリー情報の周知 ・県立図書館の読書バリアフリー関連サービスの充実 ・学校図書館での支援の充実に向けた教職員研修と体制整備 ・視覚障がい等のある児童・生徒・学生の読書環境の保障 ・ライトハウス点字図書館による読書機会の提供と利用支援 ・県立・市町村立図書館等へのライトハウス点字図書館のノウハウ普及とサービス実施環境の整備	4 施策の方向性 (1) アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上 【つくる・ふやす・あつめる [コンテンツ]】 ①アクセシブルな書籍等の製作人材の養成 ・製作人材の養成・研修・確保 ・製作人材の確保とネットワーク化 ②アクセシブルな書籍等の製作と製作支援 ・障がいに合わせてニーズの把握 ・製作手順やノウハウの共有 ・アクセシブルな書籍等の製作 ③アクセシブルな書籍等の収集 ・書籍等の出版情報の収集・共有 ・出版社と連携した郷土資料の収集 (2) アクセシブルな書籍等の普及と継続的な提供 【とどける・つなげる・ひろめる [サービス]】 ①県立図書館の体制整備・サービスの充実 ・県立図書館職員の養成・研修 ・アクセシブルな書籍、読書支援機器の提供 ②アクセシブルな書籍等の利用の支援 ・書籍等利用のための操作スキル習得支援 ・端末機器等の情報提供 ③非来館型サービスの充実 ・視覚障がい者等の利用できる電子書籍等のサービス(国立国会図書館・サピエ等)の普及 ④市町村立図書館等のサービスの充実 ・市町村立図書館における取組の支援 ⑤学校の読書バリアフリーサービスの充実 ・児童生徒、教職員への周知・啓発、学校図書館等との連携 ・各市町村教育委員会への周知・啓発 (3) 視覚障がい者等の障がいの種類・程度に応じた配慮 【それぞれに合った [支援]】 ①意見やニーズの把握 ・関係機関との連携の促進 ・各種福祉サービス等の情報提供 ②ニーズに合わせてサービスの提供 ■視覚障がい： ■肢体不自由： ■盲ろう： ■重症心身障がい： ■聴覚障がい： ■知的障がい： ■学習障がい：マルチメディアデイジーの普及等 ■高齢者：大活字図書、音声デイジー及びサピエの普及等
4 指標	5 指標
5 用語集	6 用語集